○文部科学省告示第二十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間	名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
皇帝ルドルフ2世	平成三十年二月十三日	平成三十年二月十三日から同年六月二十九日まで	株式会社東急文化村 代表取締役社長　西村　友伸 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 福岡市博物館 館長　有馬　学 福岡県福岡市早良区百道浜三―一―一 公益財団法人佐川美術館 理事長　栗和田　榮一 滋賀県守山市水保町北川二八九一	福岡市博物館 福岡県福岡市早良区百道浜三―一―一 平成三十年一月三日から同年十二月二十四日 ㈱東急文化村　Bunkamuraザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 平成三十年一月六日から同年三月十一日 公益財団法人佐川美術館 滋賀県守山市水保町北川二八九一 平成三十年三月二十一日から同年五月二十七日
「薔薇大なるローマ皇帝のクンストカンマー」に見られる物品の16、17年以降のもの	同右	同右	同右	同右

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１０２号

新潟県村上市幸町３番23号　ハイムタウンラック203

債務者　室橋　敏一

1　決定年月日時　平成30年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石戸　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第２号

香川県三豊市詫間町詫間6851番地18

債務者　武内　政敏

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第３号

香川県三豊市詫間町詫間6851番地18

債務者　武内　清恵

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第６９２号

仙台市泉区南光台南２丁目24番26号、従前の住所仙台市泉区松森字新田183番地の２

債務者　坂本　光伸

1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内ヶ崎裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号

福島市北沢又字下八計６番地の15　コーポあい101

債務者　樋口喜三郎

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１００８号

神戸市灘区高徳町４丁目４番４号

債務者　南　　雅雄

1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１９号

群馬県吾妻郡中之条町大字蟻川3856番地

債務者　綿貫　和紀

1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古平　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号

兵庫県姫路市網干区興浜334番地

債務者　河上亜沙美

1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟引　理真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部